

大阪市会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、大阪市会議員（以下「議員」という。）と議員、又は議員と職員が互いに人格を尊重し、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止に関し必要な措置を講じ、市民から信頼される大阪市会（以下「市会」という。）の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワーハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害することとなる行為をいう。）、セクシュアルハラスメント（性的な言動により相手方に不快感を与える行為又はその行為により当該相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。）、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。）、その他の誹謗中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じた問題について適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮や良好な勤務環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべきである旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(議長 of 責務)

第5条 大阪市会議長（以下「議長」という。）は、市会におけるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに係る相談があった場合には当該相談に係る事実関係

を調査し、必要に応じてハラスメント防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(研修)

第6条 議長は、市会におけるハラスメントを防止するため、議員、大阪市会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対して研修を実施するものとする。

(相談体制の整備)

第7条 議長は、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする体制について、別に定めるところにより整備する。

2 議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する事項について相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第8条 前条第2項の規定による相談（以下「相談事案」という。）を受けた相談員は、相談事案におけるハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

2 相談員は、前項に規定する調査を行おうとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、被害防止措置が必要と相談員が認める場合であつて申立人が当該被害防止措置を求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4 相談員は、相談事案が前項の規定に該当しないとき又は相談事案に対する調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

5 相談員は、第3項の規定による報告のほか、相談事案の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。

6 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じて、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。

7 議長は、この条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障するものとする。

8 相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、この条の規定に基づく業務（以下「相談業務」という。）を行うに当たっては、申立人及び被申立人のほか調査の対象となった者（以下「調査対象者」という。）の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

9 相談員は、あらゆる政党及び党派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に相談業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第9条 前条第1項の規定により相談員が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立

人、被申立人及び調査対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第10条 申立人、被申立人及び相談員その他の第7条第2項の規定による相談に関わる者は、申立人、被申立人及び調査対象者の利益を不当に侵害しないため、同項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談事案に関する内容について、他に漏らしてはならない。

2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び漏らされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

3 申立人、被申立人及び相談員を除く第7条第2項の規定による相談に関わる者は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(被害防止措置)

第11条 議長は、第8条第3項の規定による相談員からの報告を踏まえ、市会における対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ議長、大阪府会副議長（以下「副議長」という。）及び市会運営委員の所属する各会派から推薦された議員各2名により構成されるハラスメント審査会（以下「審査会」という。）の議を経なければならない。

2 議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、審査会の議を経て、被申立人の氏名、相談の内容、調査結果及び同項の被害防止措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(プライバシーの保護)

第12条 議員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取組状況の公表)

第13条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、議員がその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を公表するものとする。

(議長の職務代行)

第14条 議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、議長が定める。

説 明

議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止に関し必要な措置を講じ、市民から信頼される市会を実現するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

○洲本市議会ハラスメント防止条例

令和5年7月4日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、全ての議員が相互に人格を尊重し、信頼し合い、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議員間のハラスメント及び議員による市長等に対するハラスメントの防止に関し必要な措置を講じ、並びにハラスメントの被害者へ配慮することにより、全ての議員及び市長等が個人としての尊厳を尊重され、良好な執務環境を確保することで、市政の効率的な運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市長等」とは、洲本市議会基本条例（平成21年洲本市条例第41号）第11条第1項に規定する市長等及び議会事務局の職員をいう。

2 この条例において「ハラスメント」とは、議員による次に掲げる言動をいう。

(1) 議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であつて、議会活動、議員活動又は選挙活動（準備活動を含む。）その他の政治活動上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手方とされた議員又は市長等その他の者（次号において「相手方等」という。）に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方等の人格若しくは尊厳を害し、又は相手方等の執務環境を害することとなるようなもの

(2) 相手方等を不快にさせる性的な言動

(議員の責務)

第3条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するため、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び執務環境を害するものであること並びに市長等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、市長等の人格を尊重した活動をしなければならない。

3 議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

4 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇した時は、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(研修等)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、議員に対し必要な教育、研修等を実施するものとする。

(調査等)

第5条 議長は、議長が別に定めるところにより、議員又は市長等からハラスメントに関する申出がなされたときは、当該申出に係る事実関係を調査し、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるもの

とする。

(公表等)

第6条 議長は、前条の規定による調査により議員によるハラスメントが行われたことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講ずるものとする。市長その他の執行機関から当該執行機関又はその補助職員に対して議員によるハラスメントが行われた旨の報告を受けたときも、同様とする。

2 議長は、前項の規定によりハラスメントを行った議員の氏名を公表しようとするときは、次条の規定により洲本市議会ハラスメント審査会の意見を聴かなければならない。

(洲本市議会ハラスメント審査会)

第7条 ハラスメントを防止するための措置及びハラスメントが行われた場合に適切に対応するための措置に関し議長の諮問に応ずるため、洲本市議会ハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、議長が別に定める。

(議長職務の代行)

第8条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行う。

(プライバシー等の保護等)

第9条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 議員は、ハラスメントに関する申出、当該申出に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の議員又は市長等の対応に起因して当該議員又は市長等が不利益を受けることがないようにしなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。

○柏市議会ハラスメント防止条例

令和5年6月2日

条例第15号

議員は市民の負託を受けた代表者であることから、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、住民の全体の奉仕者として住民の福祉向上に努めなければならない。

ハラスメントは、業務への支障につながり、ひいては市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。

よって、柏市議会(以下「議会」という。)は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる環境を確立することで、職員と議員がその役割を十分発揮し、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員によるハラスメントを根絶し、及び未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。

2 この条例において「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、当該相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の勤務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む。第4条第2項を除き、以下同じ。)を害することとなるものをいう。

3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

4 この条例において「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務(議員としての活動を含む。)をすることができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によりその者の勤務環境を害することとなるものをいう。

5 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員(議員を除く。)をいう。

(議長の責務)

第3条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが職員の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、並びに職員の人格を尊重し

た活動をしなければならない。

3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告をしなければならない。

(調査及び研修等)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 議長は、別に定めるところにより、議員によるハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応し苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置かなければならない。

(事実関係の把握)

第7条 議長は、職員又は議員から前条のハラスメント相談窓口にはラスメントに関する申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該申出に係る事実関係を把握しなければならない。

(公表等)

第8条 前条の場合において、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、議長は、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、市長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、別に定めるところにより、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。

(被害者等のプライバシーの保護)

第9条 議員は、議員によるハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

○四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例

令和4年3月24日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメントその他個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいう。
- (2) 職員 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じた問題について適用する。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントの防止等に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(議員の責務)

第5条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止等に関する行動指針を遵守することにより、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員が特殊な関係にあることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

4 議員は、ハラスメントに当たる行動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

(プライバシーの保護)

第6条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研修等)

第7条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。

(継続的な検討)

第 8 条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例

令和3年9月30日

条例第26号

前文

ハラスメントは、それを行う者の認識の有無にかかわらず、相手方の基本的人権を損ない、尊厳を傷つけ、心身に被害を与える人権侵害です。

また、職員及び市議会議員におけるハラスメントが市民サービスを低下させることは言うまでもありませんが、その事実が明らかになったときは、市民の信頼の喪失のみならず、社会的信用の失墜につながるおそれがあります。

よって、市長をはじめとする職員及び市議会議員は、職員又は市議会議員から他の職員又は市議会議員に対してハラスメントがあったのではないかという疑惑を持たれるような行為を起こさない、さらにハラスメントを絶対に許さないという強い認識の下、職位及び職責にかかわらず、相互に人格を尊重し、信頼し合うことで、それぞれの能力を十分発揮させることができる環境を確保するとともに、ハラスメントの防止及び根絶に努め、市民から信頼される市政運営をめざすことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、職員又は市議会議員から他の職員又は市議会議員へのハラスメントを防止することにより、職員及び市議会議員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職員の職場環境及び市議会議員が活動できる環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員(市議会議員を除く。)をいう。

(2) ハラスメント パワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなる行為をいう。)、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為若しくはその行為によりその者の勤務環境を害し、又は勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。)、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(職場において、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境が害されることとなる行為をいう。)その他の誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

(職員及び市議会議員の責務)

第3条 職員及び市議会議員は、他の職員及び市議会議員を職務遂行上の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、他の職員及び市議会議員に対しハラスメントをしてはならない。

2 市長及び副市長は、職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、職員に対す

るハラスメントの防止及びハラスメントを受けた職員への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因して職員の職場環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 3 市議会議長及び市議会副議長は、市議会議員がその能力を十分に発揮して活動できる環境を確保するため、市議会議員に対するハラスメントの防止及びハラスメントを受けた市議会議員への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因して市議会議員が活動できる環境を害され、又は市議会議員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(研修等)

第 4 条 市長は、職員のハラスメントに係る認識の向上に関して、その防止に係る実効性を高めるために必要な研修を実施するとともに、不断の自己研鑽さんに努めなければならない。

- 2 市議会議長は、市議会議員のハラスメントに係る認識の向上に関して、その防止に係る実効性を高めるために必要な研修を実施するとともに、不断の自己研鑽さんに努めなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は市議会議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例

令和3年6月25日

条例第45号

議員は住民の負託を受けた代表者であることから、その負託に応えるため、議員として高い倫理観と品位が求められる。ましてや議員の地位による影響力を不正に利用したハラスメント行為は断じて許されるものではない。

議員と職員という特殊な人間関係を背景としたハラスメントは顕在化しにくい上に、不当に職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的・精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、さらには議員への区民の信頼を裏切ることにもなりかねない。

よって、世田谷区議会は、職員の人格を尊重することにより、議員による職員に対するあらゆるハラスメントの根絶と未然防止を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した職員（区職員をいう。以下同じ。）に対するハラスメント行為（以下「職員に対するハラスメント」という。）を防止し、すべての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで、区政の効率的運営に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、職員に対するハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させることを自覚し、職員の人格を尊重して活動しなければならない。

2 議員は、職員に対するハラスメントに関する調査に積極的に協力し、誠実に対応しなければならない。

(プライバシーの保護)

第3条 職員に対するハラスメントに関する調査に関与した議員は、関係者のプライバシーの保護を徹底し、当該事案に関係する職員が不利益を受けないよう留意するものとする。

(ハラスメントの防止)

第4条 議会は、職員に対するハラスメントを防止するため、議員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

(議会の措置)

第5条 議会は、区長から職員に対するハラスメントに関する事案の報告があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例

令和五年二月二十八日

大阪府条例第一号

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。諸外国では政治分野における女性の参画が進んでいるが、我が国ではいまだ政治の場に女性の数は少なく、諸外国との格差は広がるばかりである。

そのような中、性別を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必要であるとして、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成三十年法律第二十八号)が改正されるとともに、国の実態調査において、様々な形のハラスメント行為が、公平な政治参画への機会を阻害している実態が示された。

とりわけ地方議会にとっては、政治に多様な民意を反映させる観点から、公平な政治参画への機会を確保することは極めて重要であり、早期の環境整備が必要である。

このような理解の下に、府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶し、府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、日本国憲法が保障する基本的人権の尊重、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等の趣旨等を踏まえ、府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメント(以下「府内の地方議会に関するハラスメント」という。)を根絶するため必要な事項を定めること等により、政治分野における男女共同参画の推進を図り、もって府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であつて、議会活動、議員活動又は選挙活動(準備活動を含む。)その他の政治活動(以下「政治活動等」という。)上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた者(以下「相手方」という。)の政治活動等の環境を害するもの
 - 二 政治活動等における性的な言動であつて、相手方がその対応により政治活動等において不利益を受ける等、相手方の政治活動等の環境を害するもの
 - 三 政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であつて、相手方の政治活動等の環境を害するもの
 - 四 その他前各号に類する相手方に対する 誹謗中傷、事実を反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であつて、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、相手方の政治活動等の環境を害するもの
- 2 この条例において「地方議会」とは、普通地方公共団体の議会をいう。
- 3 この条例において「府議会議員になろうとする者」とは、大阪府議会議員選挙において公職選挙法(昭

和二十五年法律第百号)第八十六条の四第一項の届出をした大阪府議会議員(以下「府議会議員」という。)の候補者及び府議会議員の候補者となろうとする者をいう。

(府議会議員等の責務)

第三条 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、公職に参画し、又は参画しようとする者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

2 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して大阪府議会(以下「府議会」という。)からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

3 府議会議員は、府民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前二項の規定に準じた行動に努めるものとする。

(府民の責務)

第四条 府民は、政治分野における男女共同参画の推進について理解を深めるとともに、府内の地方議会に関するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。

(啓発)

第五条 大阪府議会議長(以下「議長」という。)は、府内の地方議会における政治参画への府民の関心及び理解を深めるため、この条例の趣旨の府民への啓発に努めるものとする。

(研修等)

第六条 府議会において、府議会議員の政治活動等に関してハラスメント事案が発生することを防止し、府議会からハラスメントを根絶するため、府議会議員、大阪府議会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対する研修を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修に活用するものとする。

(人材の育成等)

第七条 議長は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、地方議会の活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

第八条 議長は、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする窓口を、別に定めるところにより設置する。

2 府議会議員又は府議会議員になろうとする者であってハラスメントによる被害を申し立てるもの(以下「申立人」という。)は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置(以下「被害防止措置」という。)その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第九条 前条第二項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

- 2 相談員は、前項に規定する調査を行おうとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならない。
- 3 第一項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し府議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。
- 4 相談員は、受けた相談が前項の規定に該当しないとき、又は第一項の規定による調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。
- 5 第三項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。
- 6 相談員は、相談の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。
- 7 議長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員は、当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。
- 8 相談員は、本条の規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第十条 前条第一項の規定により相談員が相談事案に関する調査を行うときは、当該事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第十一条 申立人、被申立人及び相談員その他の第八条第二項の規定による相談に関わる者は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、同項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談内容に関する事項を公にしてはならない。

2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

3 申立人、被申立人及び相談員を除く第八条第二項の規定による相談に関わる者は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(被害防止措置等)

第十二条 議長は、第九条第三項の規定による相談員の報告又は同条第五項の規定による他の相談員その他の者の意見を踏まえ、当該ハラスメントに関し府議会による対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ、議長、副議長及び議会運営委員の所属する各会派から推薦された議員各一名により構成される協議会(以下「協議会」という。)の議を経なければならない。

2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、協議会の議を経て、相談の内容、調査結果及び前項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

3 議長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を

行わなければならない。

(市町村議会との連携)

第十三条 議長は、府内の地方議会に関するハラスメントを根絶するため、府内市町村議会に関するハラスメント根絶のための活動の支援、協働その他の府内市町村議会との連携に取り組むものとする。

2 議長は、前項の規定の趣旨を踏まえ、府内市町村議会の議員及び事務局職員の誰もが参加できる研修を府内市町村議会と連携して実施するよう努めるものとする。

3 議長は、第一項の規定の趣旨を踏まえ、府内市町村議会に関するハラスメントについても、当該市町村議会議員又は当該市町村議会から相談員に対し相談があった場合には、当該相談員に当該事案に関する調査を行わせ、及び当該相談者その他当該市町村議会の関係者に対する必要な助言を行わせることができる。

4 議長は、市町村議会議員から相談があった旨の報告を相談員から受けたときは、当該市町村議会議員の承諾の下に当該市町村議会の議長にその内容を通知するものとする。

5 第十条の規定は、第三項の規定に基づく調査に準用する。

(取組状況の公表)

第十四条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、府議会議員及び府議会議員になろうとする者並びに府民がそれぞれその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を随時公表するものとする。

(議長の職務代行)

第十五条 議長が申立人又は被申立人となったときは、副議長が議長の職務を行う。

(協議会の構成員の除斥)

第十六条 議長、副議長その他の協議会の構成員は、申立人又は被申立人となった場合においては、その議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年三月一日から施行する。ただし、第八条第二項及び第九条から第十六条までの規定は、令和五年三月二十四日から施行する。

(この条例の見直し)

2 議会は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の規定内容について検討を加え、その結果に基づいて、この条例の見直しを行うものとする。